

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	北海道鷹栖町

鷹栖町鳥獣被害防止計画（第5次）

<連絡先>

担 当 部 署 名 北海道鷹栖町産業振興課
所 在 地 北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号
電 話 番 号 0166-74-3582
F A X 番 号 0166-87-2850
メールアドレス sangyou@town.takasu.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、カラス類（ハシボコガラス・ハシブトガラス） キツネ、アライグマ、ヒグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	北海道鷹栖町（町内一円）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度 被害農家からの聞き取り調査による）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	水稻	48 万円 9.80 ha
	スイートコーン	43 万円 0.51 ha
	小麦	3 万円 0.40 ha
	大豆	1 万円 0.02 ha
	そば	77 万円 5.56 ha
	南瓜	21 万円 0.20 ha
	カラス類	水稻
	トマト	7 万円 0.01 ha
	スイートコーン	1 万円 0.01 ha
	南瓜	5 万円 0.05 ha
	いちご	6 万円 0.01 ha
キツネ	トマト	1 万円 0.01 ha
	スイートコーン	1 万円 0.02 ha
	いちご	6 万円 0.01 ha
アライグマ	トマト	28 万円 0.01 ha
	スイートコーン	43 万円 0.51 ha
ヒグマ	デントコーン	10 万円 0.20 ha

(2) 被害の傾向

○エゾシカ

エゾシカによる被害は年々増加傾向にあり、農作物・森林の被害のほか交通事故等による被害が毎年発生している。目撃数も増加している。

農作物については、水稻や牧草の定植直後の食害、収穫前の倒伏被害が深刻な問題となっている。また、水田の畦を崩すなどの被害もある。

山林については食害による枯死被害が増加し、収益が見込まれないという問題が発生している。

○カラス類

カラスによる被害は、トマト等の収穫期を迎える夏から秋を中心に多く発生し、農作物被害は年々増加傾向にある。

被害区域は、町内全域まで広がっており、市街地近くに設けられた家庭菜園まで広がりを見せている。

○キツネ

キツネによる被害は、トウモロコシ等の収穫期を迎える夏から秋を中心に多く発生し、農作物被害は年々増加傾向にある。

被害区域は、町内全域まで広がっており、市街地近くに設けられた家庭菜園まで広がりを見せている。

○アライグマ

アライグマの目撃数は急激に増加しており、早急な対策が求められている。

融雪期を迎える2月以降から冬を迎えるまで、盛んに行動し、農作物被害のほか、在来生物への悪影響が懸念されている。

被害区域は、町内全域まで広がっており、市街地近くに設けられた家庭菜園まで広がりを見せている。

○ヒグマ

ヒグマによる被害は、デントコーン等の収穫期を迎える夏から秋を中心に多く発生している。また、生息数の増加や山に餌が不足している等の要因から、民家近くでの目撃数が増加している。

(3) 被害の軽減目標

エゾシカ

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)
被害金額	193 万円	154 万円
被害面積	16.49 ha	13.19 ha

カラス類

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)
被害金額	27 万円	22 万円
被害面積	0.68 ha	0.54 ha

キツネ

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)
被害金額	8 万円	6 万円
被害面積	0.04 ha	0.03 ha

アライグマ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	71 万円	57 万円
被害面積	0.52 ha	0.42 ha

ヒグマ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	10 万円	8 万円
被害面積	0.20 ha	0.16 ha

（4）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会旭川支部鷹栖部会と連携し有害鳥獣の駆除を銃器又は箱わなにより実施している。 ・ 農業者と連携し、自らくくり罠免許を取得し、捕獲を実施している。 <p>エゾシカ → 銃器・くくり罠 カラス類 → 銃器 キツネ → 銃器・箱罠 アライグマ → 箱罠 ヒグマ → 銃器・箱罠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エゾシカ解体処理加工施設を建設し、有効活用がなされている。 ・ アライグマの駆除については、外来生物法に基づく、「鷹栖町アライグマ防除実施計画」を策定しており、同計画に基づき計画的な防除を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に夏期間は日中気温が高く、暗い時間に多く行動することから、銃器による捕獲数は多く見込めない。 ・ 農業者のくくり免許取得者の減少 ・ カラス類は、銃器により捕獲しているが、知能指数が非常に高く、猟友会会員の車両が近づくと、飛び立ってしまい、捕獲数は多く見込めない。 ・ アライグマの捕獲数増加へ向け、効率的な実施が必要とされている。 ・ ヒグマが人里近くに下りてこない対策が必要とされている。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵の設置による侵入防止対策。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果が見込まれるが、生息域の変化により、未設置箇所の被害が増加。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動撮影カメラを活用した生息状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人里や農地へ近づけない未然防止対策が必要

(5) 今後の取組方針

鳥獣による農作物被害を抑制し、経営意欲衰退による耕作放棄地の発生防止に向けた対策が急務となっている。

自動撮影カメラや長距離無線式捕獲パトロールシステム等のICT機器を活用し、生息状況の把握や捕獲効率の向上を図るとともに、銃器・くくり罠・箱罠・電気柵等の併用による効果的な個体数の調整を継続して進めていくことが益々重要となっている。

ヒグマ出没時の緊急時対応強化へ向け、関係機関で連携を更に深め、常に情報共有できる体制づくりを進める。

また、くくり罠免許取得や銃免許取得費用の軽減による従事者の増加へ向け、関係機関と連携を図りながら継続した対策を進めていく。

捕獲数の更なる向上へ向け、一斉捕獲が効率的に実施されるよう、近隣市町村と協議を進めていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鷹栖町鳥獣被害防止対策協議会の構成機関及び農林業者が互いに、連携、協力を図り、効果的な捕獲体制を整える。構成機関でもある猟友会旭川支部鷹栖部会より推薦をもらい、鷹栖町鳥獣被害対策実施隊を委嘱し、有害鳥獣の捕獲を行う。

また、より効果的な捕獲を進めるため、猟銃所持暦10年未満の鳥獣被害対策実施隊員に所持させることも検討を進める。

捕獲活動の推進

・エゾシカ

猟友会協力のもと、銃器による捕獲を実施する。また農業者自らがくくり罠免許を取得し捕獲を実施する。

・カラス

猟友会協力のもと、銃器による捕獲を実施し、被害を最小限に食い止める。

・キツネ

猟友会協力のもと、銃器による捕獲を実施し、被害を最小限に食い止める。

また、箱わなによる捕獲を実施し、捕獲後は殺処分をし処理する。

・アライグマ

「鷹栖町アライグマ防除実施計画」に基づき、防除従事者による捕獲を実施し、捕獲後は殺処分をし処理する。

・ヒグマ

猟友会協力のもと、銃器・箱わなによる捕獲を実施し、被害を最小限に食い止める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ カラス類 キツネ アライグマ ヒグマ	わな捕獲を充実させるため、機材購入、わな免許等狩猟免許取得促進、新たな担い手の育成等を図る。
令和5年度	エゾシカ カラス類 キツネ アライグマ ヒグマ	わな捕獲を充実させるため、機材購入、わな免許等狩猟免許取得促進、新たな担い手の育成等を図る。
令和6年度	エゾシカ カラス類 キツネ アライグマ ヒグマ	わな捕獲を充実させるため、機材購入、わな免許等狩猟免許取得促進、新たな担い手の育成等を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカ、ヒグマ、アライグマは特に目撃数が年々増加しているため、効率的な捕獲を進めていく。 その他の鳥獣についても生息数や被害状況の把握により、効率的な捕獲を進めていく。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	120 頭	150 頭	150 頭
カラス類	150 頭	150 頭	150 頭
キツネ	20 頭	20 頭	20 頭
アライグマ	100 頭	120 頭	120 頭
ヒグマ	1 頭	1 頭	1 頭

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>捕獲場所は町内一円。</p> <p>エゾシカの捕獲期間は通年とし、銃器（ライフル、散弾銃）による捕獲を行う。</p> <p>また、電気柵未設置箇所にくくり罠を設置し、効果的な捕獲を行う。</p> <p>カラス類、キツネ、アライグマは、農作物被害を最小限に抑制できるよう、銃器（散弾、空気銃）、箱罠による捕獲を行う。</p> <p>ヒグマは4月～12月の期間中、銃器及び箱罠などの捕獲を行う。</p> <p>捕獲手段としては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法を原則として行う。</p> <p>捕獲予定場所としては、道指定鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）は捕獲区域に原則として含めない。</p>
--

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>近年の積極的な駆除の実施により、警戒心の強いエゾシカ个体が増え、捕獲数が伸び悩んでいる。そのため、散弾銃以上の射程距離を有するライフル銃による駆除実施が急務であり、猟銃所持10年未満の鳥獣被害対策実施隊員に所持させることで、農作物被害の軽減が図られる。</p> <p>○実施予定時期 通年</p> <p>○捕獲予定場所 鷹栖町一円</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ	整備計画なし	整備計画なし	整備計画なし

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ	農業者と連携した電気柵の設置・管理 電気柵 11,989m	農業者と連携した電気柵の設置・管理 電気柵 11,989m	農業者と連携した電気柵の設置・管理 電気柵 11,989m

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

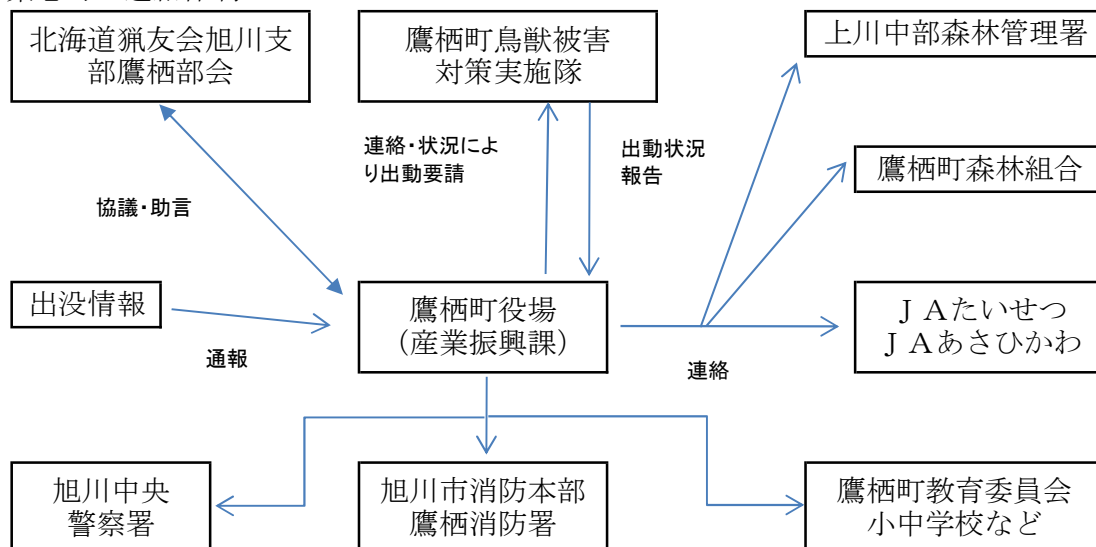
年度	対象鳥獣	取組内容
R 4	エゾシカ カラス類 キツネ アライグマ ヒグマ	被害状況を調査すると共に、狩猟免許取得の補助制度の周知及び活用により、地域住民が主体的に被害防止活動等を等を行えるような体制整備の確立を目指す。 またヒグマについては、生ゴミ等の誘引するおそれのある物の適正管理の周知徹底に取り組むとともに、出没时间には出没时间への注意看板の設置やSNS等により出没时间の周知を行う。
R 5	エゾシカ カラス類 キツネ アライグマ ヒグマ	被害状況を調査すると共に、狩猟免許取得の補助制度の周知及び活用により、地域住民が主体的に被害防止活動等を等を行えるような体制整備の確立を目指す。 またヒグマについては、生ゴミ等の誘引するおそれのある物の適正管理の周知徹底に取り組むとともに、出没时间には出没时间への注意看板の設置やSNS等により出没时间の周知を行う。
R 6	エゾシカ カラス類 キツネ アライグマ ヒグマ	被害状況を調査すると共に、狩猟免許取得の補助制度の周知及び活用により、地域住民が主体的に被害防止活動等を等を行えるような体制整備の確立を目指す。 またヒグマについては、生ゴミ等の誘引するおそれのある物の適正管理の周知徹底に取り組むとともに、出没时间には出没时间への注意看板の設置やSNS等により出没时间の周知を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鷹栖町鳥獣被害防止協議会	
鷹栖町	危険区域巡回、付近住民への広報
たいせつ農協・あさひかわ農協	付近住民への広報
北海道猟友会旭川支部鷹栖部会	危険区域巡回、非常時協力、出没时间駆除生態に関する助言
鷹栖町鳥獣被害対策実施隊	危険区域巡回、非常時協力、出没时间駆除
旭川中央警察署鷹栖・北野・北斗駐在所	出没时间現場整理、付近住民への広報
上川中部森林管理署	国有林内作業員への連絡
鷹栖町森林組合	民有林内作業員への連絡

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

(1) エゾシカ、ヒグマ

捕獲した個体をエゾシカ解体処理加工施設に搬入し、町長が指名した処理加工施設の職員による個体の確認を実施し、有効利用を図る。有効活用ができない個体については、焼却処理等により適切な処理を行う。ただし、地理的要因等により搬出が困難な場合は、捕獲現場で適正な方法により埋設処分する。

(2) カラス、ドバト、キツネ、アライグマ

捕獲後、鷹栖町が指定する可燃物のゴミ袋に入れ、廃棄物処理施設に搬入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した個体についてはエゾシカ解体処理加工施設に搬入し、1頭あたり約30%を食肉として有効活用している。今後についても安全性を確保した中で推進を行う。
ペットフード	捕獲した個体についてはエゾシカ解体処理加工施設に搬入し、1頭あたり約35%をペットフードとして有効活用している。今後についても安全性を確保した中で推進を行う。
皮革	捕獲した個体についてはエゾシカ解体処理加工施設に搬入し、1頭あたり約6kgを皮革として有効活用している。今後についても推進を行う。
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	捕獲した個体についてはエゾシカ解体処理加工施設に搬入し、有効活用を行っている。年間約50kgの角製品及び約100kgの油脂を販売しており、今後についても推進を行う。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鷹栖町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
たいせつ農業協同組合	被害農家からの情報収集・提供
あさひかわ農業協同組合	被害農家からの情報収集・提供
北海道猟友会旭川支部鷹栖部会	有害鳥獣の捕獲実施、専門的立場からの助言等
上川農業改良普及センター	被害防除対策への指導、助言
鷹栖町	会の総括、協議会事務局に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道上川総合振興局農務課	鳥獣害防止総合対策事業の指導
北海道上川総合振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口（捕獲許可等）
北建建設 有限会社 山恵	捕獲個体の有効活用

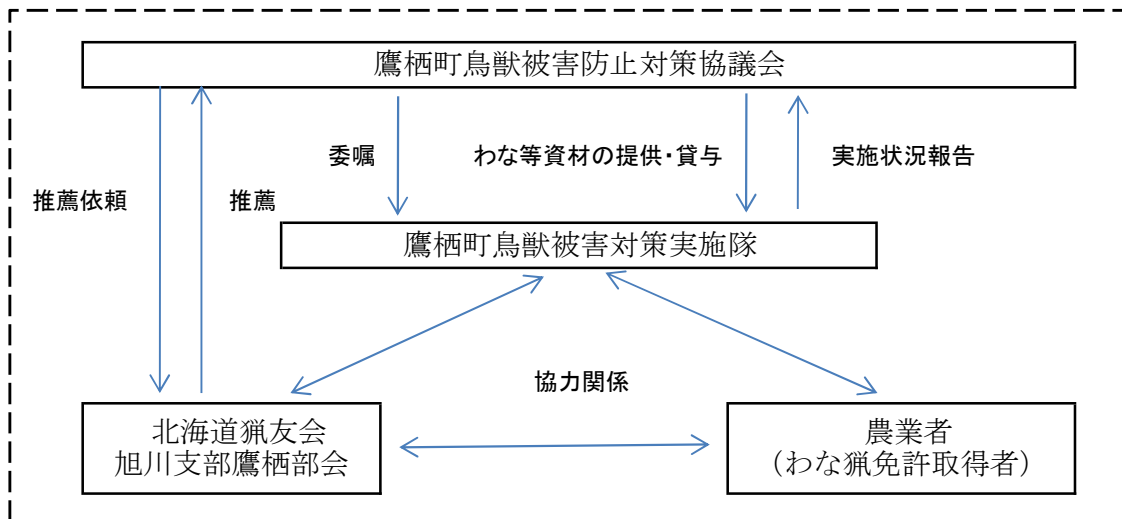
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鷹栖町鳥獣被害対策実施隊を平成24年3月31日に設置。

猟友会旭川支部鷹栖部会より推薦をうけ、町長が実施隊員として委嘱を行っている。（R3年度隊員数19名）

有害鳥獣の捕獲・処理、捕獲した鳥獣の止め刺し、農業者等にくくり罠の設置などの捕獲技術の指導、助言などを行う。

実施体制については次のとおり。



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業者自らがくくり罠免許を取得し、猟友会と連携しながらエゾシカ被害の防止に努める。

また、銃免許取得に対し費用の一部負担をすることで新たな担い手を確保する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし